

第九十四回国 参議院 法務委員会 會議録 第二号

昭和五十六年二月二十六日(木曜日) 午後一時四十分開会

委員の異動

二月二十三日 補欠選任 瀨谷 英行君

藤田 進君

二月二十六日 石破 二郎君

二月十一日 委員市川房枝君は逝去された。

二月十三日 補欠選任 近藤 忠孝君

宮本 顯治君

二月十四日 補欠選任 宮本 顯治君

近藤 忠孝君

二月二十六日 補欠選任 安武 洋子君

宮本 顯治君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 一弘君

理事 大石 武一君

上條 勝久君

寺田 熊雄君

藤原 房雄君

浅野 拓君

戸塚 進也君

平井 卓志君

真鍋 賢二君

円山 雅也君

八木 一郎君

委員

国務大臣

法務大臣 奥野 誠亮君

法務政務次官 佐野 嘉吉君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務大臣官房会 河上 和雄君

計課長

最高裁判所長官代理者 原田 直郎君

最高裁判所事務 総局総理局長

事務局側 常任委員会専門 員 奥村 俊光君

事務局長

最高裁判所事務 総局総理局長

事務局側 常任委員会専門 員 奥村 俊光君

本日の會議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査 (法務行政の基本方針に関する件)

(昭和五十六年度法務省及び裁判所関係予算に関する件)

(派遣委員の報告に関する件)

○委員長(鈴木一弘君) たいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十二月二十三日、藤田進君が委員を辞任され、その補欠として瀨谷英行君が選任されました。

また、去る一月二十六日、石破二郎君が委員を辞任されました。

本日、宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として安武洋子君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

法務行政の基本方針について、奥野法務大臣からその所信を聴取いたします。奥野法務大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) 委員各位には、平素から法務行政の適切な運営につき、格別の御尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

この機会に法務行政に関する所信の一端を申し上げたいと存じます。

私は、昨年七月法務大臣に就任いたしました以来、内外の諸情勢がきわめて厳しいこの時期におきまして、わが国の国民生活が比較的安定いたしております大きな原因の一つは、その基盤とも言うべき法秩序が揺るぎなく維持され、国民の権利がよく保全されていることであると痛感いたしております。

私は、この法秩序の維持と国民の権利の保全という法務行政の使命の達成のために、今後とも全力を傾注し、国民の信頼と期待にこたえるよう、誠心誠意、その職責を尽くしてまいりますと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

以下、私が考えております当面の施策について要点を申し上げます。

まず、第一は、法秩序の維持についてであります。

わが国における最近の犯罪情勢は、おおむね平穩に推移しつつあると認められますものの、内容的には、犯罪の態様が多様化し、凶悪な殺傷事犯、金融機関に対する強盗事犯、覚せい剤事犯等が依然として後を絶たないばかりか、公務員による各種不正事犯、過激分子による不法事犯、少年による家庭内あるいは学校内の暴力事犯等も多数発生しており、その趨勢には引き続き警戒を要するものと存じます。

私は、このような事態に対処するため、関係諸機関との緊密な連絡協調のもとに、検察体制の整備充実に一層意を用いて、厳正な検察権の行使に遺憾のないようになり、もって、良好な治安と法秩序の維持を図ってまいりたいと存じます。

なお、刑法の全面改正につきましては、かねてからその作業を進めていくところでありますが、刑法が国の重要な基本法の一つであることにかんがみ、国民各層の意見を十分考慮しつつ、真に時代の要請に適合した新しい刑法典の実現のために引き続き努力したいと考えております。

第二は、矯正及び更生保護行政の充実についてであります。

犯罪者及び非行少年の改善更生につきましては、刑務所、少年院等における施設内処遇と実社会における社会内処遇とを有機的に連携させることに努め、その効果を高めてまいりたいと存じます。

そのためには、まず施設内処遇の実態につき広く国民の理解を得るとともに、良識ある世論を撰取し、時代の要請にこたえ得る有効適切な処遇の実現に努め、他方、社会内処遇におきましては、保護観察官の処遇活動を一層充実させるとともに、保護司等の民間篤志家及び関係団体との協働態勢を強化し、犯罪者等の社会復帰に当たり、その受け入れ態勢を十分整えらるるとともに、処遇方法を多様化して有効適切な更生保護活動を展開し、その改善更生の実を挙げるよう努める所存であります。

なお、監獄法改正につきましては、かねてから法制審議会において審議が行われてまいりましたが、昨年十一月二十五日、「監獄法改正の骨子となる要綱」の答申を得ましたので、今後は、所要の手續を経て、できる限り速やかに改正法律案を国会に提出したいと考えております。

第三は、民事行政事務等の充実についてであります。

一般民事行政事務は、登記事務を初めとして量的に逐年増大し、また、質的にも複雑多様化の傾向にあります。これに対処するため、かねてから種々の方策を講じてきたところであり、かねてから後とも人的物的画面における整備充実を努めるとともに、組織・機構の合理化、事務処理の効率化・省力化等に意を注ぎ、適正迅速な事務処理体制の確立を図り、国民の権利保全と行政サービスの向上に努めてまいり所存であります。

なお、民事関係の立法につきましては、株式会社法の運営の適正を図るため、商法中株式会社に関する規定及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の改正について、かねてから法制審議会において審議が行われてまいりましたが、本年一月二十六日その答申を得ましたので、答申の趣旨に沿って速やかに準備を進め、今国会に關係法律案を提出して、審議をお願いしたいと考えております。

次に人権擁護行政につきましては、国民の間に広く人権尊重の思想を普及させるため、地域社会に根差した人権擁護委員制度の充実を図り、さらに、各種の広報手段による啓発活動のほか、人権相談や人権侵害事件の調査処理を通じて、国民の人権意識の高揚に努めてまいり所存であり、いわゆる差別事象についても、関係各省庁等と緊密な連携をとりながら、今後とも積極的な啓発活動を続け、その根絶に寄与したいと考えております。

次に、訟務行政につきましては、国の利害に關係のある争訟事件は、最近の多様化した社会情勢を反映して、社会的、法律的に新たな問題を含む複雑困難なものが増加してきておりますので、今後とも一層事務処理体制の充実強化を図り、この種事件の適正円滑な処理に万全を期するよう努めてまいりたいと存じます。

第四は、出入国管理行政についてであります。戦後のわが国の出入国管理行政が、発達して以来、すでに三十年を経過いたしました。この間、

わが国の国際的地位の向上と国際交流の拡大に伴い、わが国への出入国者数は飛躍的に増大し、また、わが国に在留する外国人の活動範囲が広がるとともに、その活動内容も複雑・多様化しており、出入国管理及び外国人の在留管理に関する業務はますます重要性を帯びてきております。

法務省におきましては、このような情勢に対応する必要性を踏まえつつ、行政改革の一環として地方支分部局の組織の再検討を進め、昭和五十六年四月から十四日入国管理事務所を八地方入国管理局に整理再編成して、行政の効率化と合理化を図ることとした次第であります。

また、現行の出入国管理関係法令につきましては、難民の地位に関する条約への加入の問題を控えて一層複雑化する諸情勢に的確に対応できるよう出入国管理令の見直しを行っており、改正法律案をできる限り速やかに国会に提出すべく準備を進めていくところであります。

私は、これらの施策を通じてわが国の出入国管理行政に課せられた使命の円滑・適正な運営に努め、その実を上げた所存であります。

最後に、法務省の施設につきましては、昨年に引き続き整備を促進し、事務処理の適正化と職員の仕事環境の改善を図りたいと考えております。

以上、法務行政の当面の施策について所信の一端を申し述べましたが、委員各位の御協力、御支援を得まして、重責を果たしたい所存でありますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(鈴木一弘君) 次に、昭和五十六年度法務省及び裁判所関係予算について説明を聴取いたします。河上法務大臣官房会計課長。

万九千円の増額となっております。その内訳を大別いたしますと、人件費九十三億八千八百九千円の増、一般事務費四十四億四千九百九十九千円の増、施設費九億九千九百九十九千円の増となっております。

まず、増員関係について申し上げますと、第一に、検察庁において、検事四人、事務官八十八人が増員となっております。その内容は、まず、特殊事件処理体制の充実強化を図るため、検事二人、事務官二十三人が増員となっております。また、財政経済、公安労働、国際犯罪等の事件処理体制の充実強化及び公判審理の適正迅速化を図るため、合わせて検事二人、事務官六十五人が増員となっております。

第二に、法務局において、事務官百六十二人が増員となっております。その内容は、まず、登記事務の適正迅速な処理を図るため事務官百五十三人が増員となっております。また、国の利害に關係のある争訟事件処理の充実を図るため事務官六人、人権侵害事件処理の充実を図るため事務官三人が増員となっております。

第三に、刑務所において、保安体制の充実を図るため看守六十五人、教化活動の充実を図るため教官二人、医療体制の充実を図るため看護士(婦)七人が、それぞれ増員となっております。

第四に、非行青少年対策の充実強化を図るため、関係職員二十一人が増員となっております。その内容は、少年鑑別所の保護体制の充実のため教官七人、保護観察所の直接処遇の強化等のため保護観察官十四人です。

第五に、地方入国管理官署において、出入国審査業務等の適正迅速化を図るため、入国審査官十人が増員となっております。

第六に、破壊活動調査機能の充実強化を図るため、公安調査官十八人が増員となっております。

なお、前述の検事につきましては、神繩における検事定員の恒常的欠員のうち四人を本土定員に振りかえたものであり、法務局の登記事務職員員増員百五十三人のうちには、部門間配置転換による振替増員二十一人が含まれております。

増員の内容は以上のとおりであり、御承知のとおり、昭和五十四年十月の閣議決定に基づき「昭和五十五年以降の定員管理計画の実施について」による昭和五十六年度定員削減分として、三百六十六人が削減されることになり、差引き七人の定員増となるわけであり、まず、主要事項ごとに御説明申し上げます。

第一に、法秩序の確保につきましては、関係組織の職員の人件費を含めて一千九百八十九億三千三百万円が計上され、前年度と比較して八十六億六千二百万円増となっております。

その増額分の内容について御説明申し上げますと、まず、検察庁関係としては、二十五億四千四百万円が増額されておりますが、その中には、人件費のほか、検察費二億七千万円及び財政経済事件等各種検察活動の充実強化を図るための経費四千三百万円が含まれております。

次に、矯正施設関係としては、五十億五千七百

充実を図るための経費二千六百万円、保護司実費弁償金九千二百万円、更生保護委託費八千三百万円が含まれております。

次に、訟務関係としては、国の利害に關係のある争訟事件の処理経費として六千二百万円が増額されております。

次に、公安調査庁関係としては、五億五千万円が増額されておりますが、その中には、人件費のほか、調査活動の充実経費八千九百万円が含まれております。

第二に、国民の権利保全の強化につきましては、まず、法務局における登記事務処理の適正化に關する経費として、関係職員の人件費を含めて五百七十億六千二百万円が計上され、前年度に比較して三十六億九千万円の増額となっております。

その増額分の主な内容は、登記諸費四億四百万円、全自動謄本作成機等事務能率機器の整備に要する経費二億三千三百万円、謄抄本作成事務の一部請負処理に要する経費二億七千万円等でありま

す。次に、人権擁護活動の充実に関する経費としては、四千三百万円が増額されております。その中には、人権侵害事件調査の強化を図るための経費二千三百万円、人権擁護委員実費弁償金一千四百万円が含まれております。

第三に、非行青少年対策の充実強化につきましては、一部、法秩序の確保関係と重複してありますが、関係職員の人件費並びに少年院等の収容関係諸費を含めて三百三億四千五百万円が計上され、前年度に比較して十五億円の増額となっております。

そのうち、事務的経費の増額分の内容については申し上げますと、まず、検察庁関係としては、七千九百万円が増額されておりますが、これは検察活動に要する経費であります。

次に、少年院関係としては、二億八千万円が増額されておりますが、これは生活、教育備品の整備等に要する経費であります。

次に、保護観察所関係としては、一億五千五百万円が増額されておりますが、これは生活備品の整備及び日用品の充実等に要する経費であります。

次に、保護観察所関係としては、一億五千五百万円が増額されておりますが、これは補導援護活動の充実等に要する経費であります。

第四に、出入国管理業務の充実につきましては、関係職員の人件費を含めて九十億八千六百万円が計上され、前年度に比較して五億三千八百万円の増額となっております。その中には、外国人登録事務の充実等に要する経費五千八百万円、出入国審査及び在留管理業務の充実を図る経費五千八百万円が含まれております。

第五に、施設の整備につきましては、矯正収容施設の整備費五十三億五千万円、法務合同庁舎の施設の整備費四億八千二百万円及び登記所等小規模施設の整備費二十六億五千四百万円を含め百三十一億一千万円が計上されておりますが、前年度に比較して九億一百万円の減額となっております。

なお、このほか、大蔵省及び建設省所管の特定国有財産整備特別会計において、東京拘置所ほか十五施設の施設整備費として三十五億五千七百万円が計上されていることを申し添えます。

以上が、法務省所管歳出予算予定経費要求の概要でございます。以上が、法務省所管歳入予算について御説明申し上げます。

昭和五十六年度法務省主管歳入予算額は、六百九十七億二千四百五十一万四千円でありまして、前年度予算額六百八十一億五百六十九万九千円と比較いたしますと、十六億一千八百九十九万五千円の増額となっております。

以上をもちまして、法務省関係昭和五十六年度予算についての御説明を終わります。

○委員長(鈴木一弘君) 次に、原田最高裁判所局長。○最高裁判所長官代理者(原田直郎君) 昭和五十六年度裁判所所管予定経費要求額について、説明申し上げます。

昭和五十六年度裁判所所管予定経費要求額の総額は、一千八百八十億五千四百二十九万九千円でありまして、これを前年度予算額一千八百一億二千九百六十六万六千円に比較いたしますと、差し引き七十九億五千二百九十九万三千円の増加となっております。

これは、人件費において六十八億四千三百四十七万四千円、裁判費において三億五千三百三十五万八千円、管轄費において二億八千二百八十九万二千円、司法行政事務を行うために必要な庁費等において四億七千四百三十六万九千九百九十九円が増加した結果であります。

次に、昭和五十六年度予定経費要求額のうち、主な事項について説明申し上げます。

まず、人的機構の充実、すなわち増員であります。特殊損害賠償事件、民事執行法に基づく執行事件の適正迅速な処理等を図るため、四十七人の新規増員及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づく定員からの十五人の振替増により、裁判所職員定員法上、判事十六人、裁判所書記官十三人、裁判所事務官三十三人、合計六十二人の増員をしております。

他方、定員削減計画に基づく昭和五十六年度削減分として裁判所事務官三十三人の減員を計上しております。

次に、裁判所施設の整備充実に必要な経費であります。まず、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の新営に必要な経費として百億四千四百八十八万六千円、その他の裁判所庁舎の新営、増築等に必要な経費として四十六億二千七百三十三万五千円、合計百四十六億七千五百五十二万一千円を計上しております。

次は、裁判運営の効率化及び近代化に必要な経費であります。庁用図書、図書館図書の充実を図るため、裁判資料の整備に要する経費として五億三千四十八万八千円、裁判事務の能率化を図るため、複写機、

計算機等裁判事務器具の整備に要する経費として三億九千七百四十四万八千円を計上しております。

次は、民事執行法の施行に伴い、民事執行の充実強化に必要な経費であります。

民事執行事件の円滑、適正な処理を図るため、裁判資料及び競売場、現況調査用器具等の整備に要する経費として一億六千五百三十一千円を計上しております。

次は、裁判費であります。国選弁護人報酬に要する経費として二十億七千二百四十二万九千九百九十九円、証人等の日当に要する経費として五億六十八万八千九百九十九円を計上しております。

以上が、昭和五十六年度裁判所所管予定経費要求額の概要であります。

○委員長(鈴木一弘君) 以上をもちまして説明を終了いたしました。ただいまの所信及び予算の説明に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(鈴木一弘君) この際、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。先般、当委員会が行いました検察及び裁判の運営等に関する調査の一環として、最近における司法行政及び法務行政に関する実情調査のための委員派遣について、その報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。本日はこれにて散会いたします。午後一時二十五分散会

〔参照〕
委員派遣報告書
派遣委員 委員長 鈴木一弘

理事 寺田 熊雄
理事 藤原 房雄
委員 八木 一郎

去る昭和五十五年十二月十五日から十七日まで
の三日間の日程で、愛知県、三重県に派遣され、
名古屋、四日市、津市の各市において、最近
における司法行政及び法務行政に関する実情等
についての調査を行った。

第一日は名古屋高等裁判所において、名古屋
高等裁判所、名古屋地方裁判所、名古屋家庭裁判
所、名古屋高等検察庁、名古屋地方検察庁、名古屋
法務局、名古屋矯正管区、中部地方更生保護委員
会、名古屋入国管理事務所の各機関から説明を
聴き、懇談を行った。第二日は津地方裁判所、日
市支局を視察するとともに、津地方裁判所にお
いて、津地方裁判所、津家庭裁判所、津地方検察
庁、津地方法務局、宮川医療少年院、津少年鑑別
所、津保護観察所の各機関から説明を聴き、懇談
を行った。第三日は三重刑務所を視察した。

以下、調査項目に従って報告する。

第一 司法行政及び法務行政に関する管内概況

一 裁判所関係

まず、昭和五十四年までの五年間の事件の
概況を民事事件について見ると、名古屋高等
裁判所における民事・行政事件の新受件数は、
は、年により多少の増減はあるものの、おほ
むね横ばい状況にある。しかし、管内地方裁
判所・簡易裁判所においては、全般的に漸増
の傾向にあり、特に名古屋地方裁判所管内に
おける新受件数は、訴訟事件及び競売事件が
確実に増加傾向を示しており、また津地方裁
判所管内における新受件数は、五十三年に激
増し、それ以降漸増傾向を示しており、中
でも競売事件の増加が顕著となっている。

次に、刑事事件について見ると、名古屋高
等裁判所における刑事事件の新受件数は、五
十一年以降減少傾向にあるが、管内地方裁判
所における新受件数は、庁によっては減少傾
向のところもあるが、全体としては増加の傾

向を示している。管内簡易裁判所における新
受件数は、全般的に横ばい状況にあるが、道
路交通法違反の略式事件が五十四年において
大きく減少している。

各裁判所における事件の処理状況を見る
と、既済事件数は、いずれも新受件数の推移
に従った傾向を示している。

なお、著名事件として、いわゆる新幹線騒
音・振動公害訴訟が、現在名古屋高等裁判所
において係属するところとなっている。

次に、家庭裁判所関係の事件について見
ると、家事事件については、審判、調停、い
ずれも全般的にやや漸増の傾向を示しているが、
審判事件では子の氏の変更に関する事件が非
常に多く、全体の半分近くを占めており、調
停事件では夫婦関係事件が圧倒的に多く、名
古屋家庭裁判所においては実に五五%を占め
ている。また、その処理状況は、全般的には
新受件数の増減に忠応しているが、複雑困難な
事件の増加と当事者の権利意識の高まりとが
相まって、名古屋家庭裁判所において調停事
件の未済件数が漸増する傾向にある。少年事
件については、道路交通法違反保護事件はほ
ぼ横ばいであるが、一般保護事件は学校内
における生徒の暴力事件及び暴走族事件の増加
を反映して急増傾向にあり、特に津家庭裁判
所では五十四年の増加率が全国一となってい
ることが報告された。既済事件数は、ほぼ新
受件数の推移に従った傾向となっている。

二 検察庁関係

名古屋高等検察庁管内の治安情勢は、おほ
むね平穩に推移している。新受人員は五十二
年をピークに減少傾向を見せており、五十四
年の新受人員は五十二年比で八七・五%、五
十二年比で八三・九%となっており、これは
検挙よりも犯罪者の指導に重点を置いた行政
努力の結果をあらわしていると言える。津地
方検察庁においては、凶悪犯がこの五年間で
半減している反面、盗犯が一・五倍と増加し

ているのが特徴として指摘できる。また五十
四年を例にとれば、自動車による業務上過失
致死傷及び道路交通法等違反事件による新受
人員が八六%の高率に及んでおり、これは全
国的傾向ともなっている。また近時社会問題
化している精神障害者に対する処遇、暴走族
対策、中学校等における学内暴力事件等に頭
を痛めているところであるが、特に少年の犯
罪に対しては、教育委員会、学校等とも密接
な連絡をとり、適切な指導が行われるよう望
まれるところである。

三 法務局関係

名古屋法務局における所掌事務を見ると、
登記関係では、四十八年の石油ショック以来
五十二年までは横ばいしない若干の減少を示
していたのが、五十三年以来再び増加のきざ
しを示し、五十四年の登記事件数を十年前と
比較すると、その増加率は甲号事件において
は一七%であるが、乙号事件においては八
七%にもなっている。この登記事件増加の傾
向は、今後の地域開発の進展、公共事業の増
加に伴って一層助長されるものと推測され
る。国籍関係では、管内区の外国人登録は約
九万人、うち朝鮮関係者が約八万六千人であ
り、二世、三世化していることを考えると、
帰化事件等は今後増加するものと思われる。
訟務関係では、量的にはほぼ横ばいの状況に
あるが、その質的な変化は顕著なものがあ
り、各種の業害訴訟や公共事業関係訴訟の大
増化、複雑化が目立ち、その結果いかに国の
政治、行政、経済の各分野に重大な影響を
及ぼすものが多くなっている。現下の社会状
勢から考えると、この傾向は今後ますます強
くなるものと推測される。津地方法務局にお
いては、特殊事情として県内の同和地区が二百五
地区、一万二千四百九十四世帯、四万二千九

百十四人で、この数字はいずれも全国十位以
内となっており、関係行政庁と連絡を密にし
て差別撤廃の啓蒙活動を行っていることが報
告された。また四日市支局では石油コンピ
ナート並びにこれに関連する企業が、か
つほとんどが工場財団を組成しているため、
登記事件が複雑困難化していることが指摘さ
れた。

なお、それぞれの法務局から、近年の業務
量の増加、複雑化に伴い、職員の仕事負担量
は処理能力の限界をはるかに越える状況にあ
り、事務の合理化を図るなどの対策を講じて
いるものの、根本的には増員によらなければ
ならないことが指摘され、人員面から所要の
増員がなされるよう、その実現方について要
望がなされ、また処遇面では、五等級高位号
俸の解消のため、四等級定数の拡大、及び登
記官、支局長補佐、支局長総務課長、出張所長
の四等級格付についての要望がなされた。

四 矯正関係

三重刑務所は、A級刑務所として主に管内
の三十七歳未満の犯罪傾向の進んでいない受
刑者を収容対象としており、収容定員七百二
人にに対し、現在未決も含め六百十三人を収容
している。処遇面では、進歩的処遇の展開、
効果的教育活動の推進、作業の近代化と生産
性の向上に力を注ぐとともに、処遇の個別化
に資するため受刑者各人について、その性
格、心身の状況、職業の適性、釈放後の生活
設計等必要な事項について調査を逐次行っ
ている。刑務作業は五十五年度生産計画額を三
億一千万円としているが、現在のところ順調
に進められ達成の見込みである。また運営面
では、フロム場にカラオケを置いたり、廊下に
子供のマネキンを置いて声を聞かせるなど他
施設では見られない運営を行っている。

宮川医療少年院は、精神遅滞者及び精神未
成熟者を対象として収容教育しており、現在
四十九人を収容している。収容者の多数は窃

盗によるものであるが、精神薄弱少年の中には放火、強盗等が、情緒未成熟少年の中には毒物及び毒物取締法違反が数例見られる。当院では、矯正教育実施上の個別的処遇計画を作成するため、入院直後に少年の心情的把握を中心とした面接調査を行い、必要に応じて脳波検査を含む精神医学的検査なども実施しているほか、処遇計画の修正を行うため定期的又は随時に再調査を行っている。また職業実習を通して根気強く仕事に取り組み、一定の職場に勤めていくことのできる人間を育成するため、陶芸科、園芸科、農業科、洗濯科の学級編成をし、職業指導に努めている。

津少年鑑別所における最近の入所人員を見ると、五十三年は前年比一五三%、五十四年は前年比一三三%と急増しているが、これは暴走族の取締りが強化された結果である。入所期間は平均二十日程度であるが、鑑別に当たっては、医学、心理学、教育学、社会学等の知識及び技術に基づいて、少年の保護環境、非行歴、入所後の動静等について調査し、これらの結果を分析、検討した上、今後の処遇方針等に資する判定を行っている。

五 更生保護関係

中部地方更生保護委員会における最近五年間の新受件数は、仮釈放申請事件については、仮出獄が五十三年から増加の現象を示し、増加の傾向は本年も継続している。仮退院は五十一年に急増しているが、これは短期処遇の発足し、それにより少年院送致の件数が増加したことが大きな原因となっている。また特殊事件については、五十一年から戻し収容申出、保護観察解除申請及び退院申請がそれぞれ大幅に増加しているのが目立っている。これは事件処理を積極的に行う傾向があらわれたものと言える。管内保護観察事件について津保護観察所を例にとれば、その新受件数は五十二年から急増しているが、これ

は同年から交通短期保護観察が実施されたことによるものである。また一号観察のうち一般事件が五十三年頃から増加しているが、暴走族及びシンナー、ボンド等薬物乱用少年の増加がその原因の一つとなっており、これらに対処するため、通常の保護観察に加えて保護観察官による集団処遇を行い、効果をあげているところである。

なお、最近の保護観察の動向を見ると、前述のごとく受件件数の増加に加え、覚せい剤常用者、シンナー等薬物乱用者、暴走族少年等処遇困難者が増加する一方、暴力団関係者が、精神障害者等処遇上特別の配慮を要するものが相当数含まれており、これらについては保護観察官が直接処遇できるよう、保護観察官の大幅増員とともに、必要に応じ現地に赴き処遇を実施できるよう、施設予算の増額についての要望がなされた。

六 入国管理関係

名古屋入国管理事務所管内の外国人登録数は、五十五年六月末現在、九万八千七百七人で全国七十七万八千六百六人のうち一・七%を占めており、その構成は、韓国及び朝鮮九五%、中国一・六%、米國一・一%、その他二・三%となっている。五十四年における警備関係の違反事件受件数は二千四百七十一件で、事案別では、不法残留事件が最も多く全体の八〇%を占め、次いで資格外活動、刑罰法令違反、不法入国の順になっている。退去強制令書により送還した者は、資格外活動五十九人、不法残留十六人、その他十四人、合計八十九人を数えている。なお、最近資格外活動事件の増加が見られ、五十五年は十一月末現在、百五人を摘発したが、これら違反者は観光査証で入国後、ホステス、ストリップパーとして稼働していたもので、国籍別では、中国、フィリピン、シンガポール等東南アジアが圧倒的多数を占めている。違反の形態は都市から地方へと拡散していく傾向にあ

る。小松空港においては、定期便のほかチャーター便も運航し、出入国が急増しているが、出張所がないため金沢港出張所からの出張審査により対処している現状である。なお、法改正により、五十六年四月一日より名古屋入国管理局となるが、行政サービス低下を招かないよう、所要の人員を確保する必要がある旨の意見が述べられた。

第二 裁判所及び法務省関係の庁舎及び宿舎の管轄状況

一 庁舎施設

裁判所関係では、近年鉄筋建築への整備が進んできているものの、大山、亀山及び鳥羽の三簡易裁判所庁舎は、昭和二十年代の木造建築であり、老朽化も著しいものがあり、その整備が急がれるところである。検察庁関係では、四十八年に名古屋法務合同庁舎が完成し、名古屋高等検察庁が管理庁となり、法務省所管の出入機関のうち矯正関係を除いて八庁が使用している。また五十七年度には、金沢法務合同庁舎も完成されることとなっており、おおむね一応の整備が進められているが、反面、支部・区検庁舎のうちには、老朽、狭隘のため新営を要求中のものがある。法務局関係では、庁舎又は敷地の狭隘又は老朽のため早急に新営又は増築を要する庁が二十三庁にも上っている。なかでも岐阜地方方法務局管内には、その数が多く、名古屋法務局管内のうち最も問題のあるところである。また津地方法務局南勢出張所では、明治二十二年建築の老朽庁舎であることに加え、白蟻の被害のため新営が急がれており、五十六年度新営を要求中である。矯正関係では、愛知少年院において、五十六年一月から管理棟、体育館の新営が行われるところとなっている。

二 宿舎

全般的にはおおむね充足されていると言えらるが、名古屋地方検察庁では、世帯用宿舎に不足をきたし、人事異動の広域化に伴い、今

後も相当数の不足が見込まれている。津地方検察庁では、老朽のため建替を必要とするものが数棟ある。法務局関係では、支局、出張所の所在に対応した積舎の供給が伴わないため、宿舎入居の希望を満たすに至っておらず、苦慮している現状であり、省庁別宿舎の拡大、合同宿舎の割当戸数の増大が現下の課題となっている。

最後に、調査に当たり、現地の各関係機関並びに最高裁判所及び法務省から種々便宜を得たことを報告し、感謝の意を表する次第である。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二九五人」を「三二一人」に改める。

第二条中「二万三千三百三十一人」を「二万三千四百四十四人」に改める。

附則

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、スパイ防止法制定促進に関する請願（第一七一七号）

一、スパイ防止法制定に関する請願（第二三三三号）

一、スパイ防止法制定に関する請願（第二三三三号）

第一七一七号 昭和五十五年十二月二十七日受理
スパイ防止法制定促進に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

泉議會議長 小林静夫
紹介議員 長谷川 信君

現在、世界各国においては、自由主義国家、社会主義国家を問わず、防衛、外交上の重要な国家機密を保持するための法律を定め、スパイ行為を厳重に処罰しているところである。しかしながら、我が国は独立国でありながら、国家機密を保護するための法律が整備されていないため、スパイ活動は正に野放しと言つても過言ではない状態である。よつて、我が国が、自由で民主的な国家の存立を保持し、平和で安全な国民生活を守るため、スパイ防止に関する法律を早期に制定されたい。

第二三三号 昭和五十六年一月十四日受理
スパイ防止法制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八
茨城県議會議長 塚本育造
紹介議員 那 祐一君

我が国が独立主権国家である以上、国家機密を保護するための法令を整備し、保持する必要があることは当然である。しかしながら、我が国においては、スパイ行為に対する規制は、公務員関係の法律等を除いて存在せず、また、その罰則は極めて軽いのが実態である。自由民主主義体制の我が国の平和と安全を守り、不安なき市民生活を保障するため、諸外国におけると同様スパイ防止法（機密保護法）を制定することが緊急の課題である。よつて、スパイ防止法の法制化を促進されたい。

二月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、集団代表訴訟に関する法律案（藤原房雄君
外一名参議）

集団代表訴訟に関する法律案
集団代表訴訟に関する法律

（目的）
第一条 この法律は、共同の利益を有する著しく

多数の少額債権者の当該債権について、その明示の意思に基づくことなく裁判上一括して請求することができる制度を設けることにより、当該債権に関する紛争の一括的解決に資することを目的とする。

（訴訟信託の設定）

第二条 著しく多数の少額債権者が当該債権につき共同の利益を有するときは、裁判所は、そのうちの一人又は数人の申立てにより、決定をもつて、共同の利益を有する著しく多数の者の当該債権を一括して訴訟の目的とするための信託を設定することができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、債権の性質及び額、紛争の性質及び規模、受託者が勝訴する見込み、受託者が委託者全員の利益を公正かつ適切に代表することができるかどうか、信託を設定しなかつた場合における債務弁済の見込みその他一切の事情を考慮しなればならない。

第三条 前条第一項の信託は、第一号に掲げる者を委託者及び受益者とし、第二号に掲げる者を受託者とする。

一 共同の利益を有する著しく多数の者の範囲として前条第一項の決定において特定する範囲に属する者

二 前条第一項の申立てをした者（数人ある場合にあつては、同項の信託の設定の際、それらの者のうちから裁判所が選任した者）

2 前条第一項の決定に係る信託からの除外の申出（当該決定において定める期間内の当該決定において定める方法による除外の申出に限る。）をした者は、前項の規定にかかわらず、初めから委託者及び受益者でなかつたものとみなす。

3 前条第一項の決定は、前項の期間が経過した日から六月以内に受託者が第十二条の訴えを提起しないときは、その効力を失う。

（管轄及び手続）
第四条 第二条第一項の規定による裁判は、共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債

務者の普通裁判籍所在地の地方裁判所が、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により行う。

2 前項の債務者が数人ある場合においてその普通裁判籍所在地の地方裁判所が異なるときは、同項の規定にかかわらず、それらの地方裁判所に共通する直近上級裁判所が申立てによりそれらの地方裁判所のうちから決定をもつて指定する裁判所を管轄裁判所とする。

3 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（申立ての方式）
第五条 第二条第一項の申立ては、次の事項を記載した書面によつてしなければならない。

一 申立人の氏名又は名称、住所及び経歴並びに法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴

二 代理人によつて申立てをする場合にあつては、その氏名及び住所

三 共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債務者の氏名又は名称及び住所

四 申立ての趣旨及びその原因たる事実

五 受託者として予定する請求の趣旨及び原因並びにその訴訟代理人の氏名及び住所

六 年月日

七 裁判所の表示
（決定等の公告）
第六条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定をしたときは、速やかに、次の事項を公告しなければならない。

一 決定の全文及び理由要旨
二 受託者の氏名又は名称、住所及び経歴並びに法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴
三 第三条第二項に規定する除外の申出をしない者の債権は、信託財産となる旨
2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する等公告事項の周知につき相当と認められる方法により行うも

のとす。

3 第一項の規定による公告に要する費用は、受託者の負担とする。

4 前三項の規定は、第三条第三項の場合について準用する。

（信託設定の取消し等）
第七条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定を不当と認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定をもつて、当該信託の設定を取り消し、又は共同の利益を有する著しく多数の者の範囲を変更することができる。

2 第二条第二項、第三条及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

（受託者の追加）
第八条 裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、委託者のうちから受託者を選任することができる。

（受託者の解任）
第九条 裁判所は、受託者がその事務を適切に行うことができず、又は行つていないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該受託者を解任しなければならない。

（受託者の監督）
第十条 受託者は、第二条第一項の決定をした地方裁判所の監督に属する。

（受託者の事務執行）
第十一条 受託者は、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

2 受託者が数人あるときは、共同してその事務を行わなければならない。この場合において、第三者の受託者に対する意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（集団代表訴訟の管轄）
第十二条 信託財産たる債権の一括的実現を目的とする訴え（以下「集団代表訴訟」という。）は、第二条第一項の決定をした地方裁判所の所在地の裁判所の管轄に専属する。

（職権証調）

第十三条 裁判所は、集団代表訴訟において必要があるとき、職権で、証拠調べをすることが出来る。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見を聴かなければならぬ。

(損害総額の推定)

第十四条 集団代表訴訟の目的たる権利が一定の生産過程において生じた商品の欠陥に係るものである場合においては、当該欠陥による商品の喪失価値の額に当該生産過程を経て生産された商品の数量の値を乗じて得た額をもつて、第二条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲(第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更後の範囲)に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

第十五条 集団代表訴訟の目的たる権利が一の又は一定の行為による不法な利益に係るものである場合においては、当該一の又は一定の行為により行為者が得た利益の総額をもつて、第二条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲(第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更後の範囲)に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

(許可を要する訴訟行為)

第十六条 受託者は、次に掲げる訴訟行為をするに当たつては、裁判所の許可を得なければならぬ。

- 一 自白
 - 二 訴えの変更若しくは取下げ、和解又は請求の放棄若しくは認諾
 - 三 控訴又は上告の取下げ
- 2 前項の規定に違反した訴訟行為は、無効とする。

(民事訴訟法の適用関係)

第十七条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三百九条、第四百十条第一項、第二百三十八条及び第二百五十五条第一項の規定

(これらの規定を同法の他の規定において準用する場合を含む)は、受託者の訴訟行為について適用しない。

(判決等の公告)

第十八条 受託者は、集団代表訴訟についての判決が確定したときは、速やかに、当該判決の本文及び理由要旨を公告しなければならない。

2 受託者が集団代表訴訟につき勝訴した場合においては、次条第三項の通知の方法及びその通知を最初の公告の日の翌日から二年以内に行なうときは受託者たる地位を失う旨を併せて公告しなければならない。

3 第六条第二項の規定は、第一項の規定による公告について準用する。

(受益権)

第十九条 受益者は、委託者として有していた債権の額に応じて、受託者が集団代表訴訟の確定判決(これに係る訴訟費用額の確定についての裁判を含む)に基づき弁済を受けた信託財産につき利益を享受する。

2 前項の債権の額は、集団代表訴訟における一括請求額に対する判決の本文に掲げる金額の算定の基礎となつた判断に拘束される。

3 前条第一項の規定による最初の公告の日の翌日から二年以内に受託者の定めるところによる受益者たる旨の通知をしない受益者は、その地位を失う。

(引渡義務)

第二十条 受託者は、集団代表訴訟につき勝訴した場合において当該勝訴判決に基づき弁済を受けたときは、受益者に対し、第一号の額から第二号の額を控除して得た額に相当する金額を引き渡す義務を負う。

一 受益者が委託者として有していた債権の額

二 前号の額に応じて裁判所が定める控除額

(費用の充当)

第二十一条 受託者は、次に掲げる費用については、裁判所が認定した額を限度として、信託財産をもつて充てることができる。

一 第二十三条に規定する費用

二 前条に規定する引渡義務の履行に要する費用

三 前二号の費用のほか、最高裁判所規則で定める費用

(国庫帰属)

第二十二条 信託財産のうち前二条の規定により処分されなかつた財産は、国庫に帰属する。

(費用の立替え等)

第二十三条 国庫は、第六条第一項(同条第四項(第七条第二項において準用する場合を含む))の規定による公告に要する費用を立て替える。

2 国庫は、受託者の申立てがあつたときは、第一号に掲げる費用にあつては、その支払いを猶予し、第二号及び第三号に掲げる費用にあつては、これを立て替える。

一 裁判費用

二 執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用並びに相当と認められる弁済士の報酬及び事務処理に要する費用

三 第十八条第一項の規定による公告に要する費用

(交付金)

第二十四条 国庫は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合においては、その超過額に相当する金額を、同号に掲げる金額がない場合においては第一号に掲げる金額に相当する金額を、受託者(受託者であつた者を含む)の申立てにより、その者に交付する。

一 第二十一条の規定により裁判所が認定した額を限度とする同条各号に掲げる費用(同条第三号に掲げる費用にあつては別に最高裁判所規則で定める費用を除く)の額(前条の規定による立替え又は支払いの猶予に係る費用以外の費用の額については、支払つたものに限る)の合計額

二 集団代表訴訟の確定判決(これに係る訴訟費用額の確定についての裁判を含む)に基づ

き弁済を受け又は受けることができる信託財産の額

2 受託者(受託者であつた者を含む)が前条の規定による立替え又は支払いの猶予を受けている場合においては、前項の規定による交付金は、対当額について、当該立替え又は支払いの猶予に係る返還金又は支払金と相殺する。

第二十五条 裁判所は、受託者が故意又は重大な過失により不適切にその事務を行つたと認めるときは、職権で、決定をもつて、前条第一項の規定により交付すべき金額の全部又は一部を交付しないこととすることができる。

(国庫による担保及び保証)

第二十六条 受託者が民事訴訟法の規定により担保を供し、又は保証を立てなければならぬ場合において、受託者の申立てがあつたときは、国庫は、当該担保を供し、又は当該保証を立てる。

第二十七条 前条の規定による担保又は保証としての供託物が還付された場合においては、当該還付の原因が受託者の故意又は重大な過失に起因するものであるときに限り、裁判所は、職権で、決定をもつて、受託者に対し、当該還付された価額に相当する金額の償還を命ずることが出来る。

(信託法の準用)

第二十八条 信託法(大正十一年法律第六十二号)第十四条から第十七条まで、第二十二條第一項、第二十四條第一項、第二十五條、第二十七條、第二十八條本文、第二十九條第一項、第三十一條から第三十四條まで、第三十九條、第四十條、第四十一條第二項、第四十六條及び第五十條から第五十三條までの規定は、第二条第一項の信託について準用する。

(管轄及び手続)

第二十九条 第三条第一項第二号、第七条第一項、第八条、第九条、第十六条第一項、第二十条第二号、第二十一条、第二十五条及び第二十七条並びに前条において準用する信託法第二十

二条第一項、第四十一条第二項及び第四十六条の規定による裁判は、二条第一項の決定をした地方裁判所が、非訟事件手続法により行う。
(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して八月を経過した日から施行する。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約一億千万円の見込みである。